札幌市ＧＸ推進税制
ガイドライン
（申請の手引き）

第1.04版
札幌市

令和８年（2026年）10月

改正履歴

版数	年月日	改正理由	備考
第1.00版	令和7年(2025年)5月23日	策定	
第1.01版	令和7年(2025年)9月17日	一部文言の修正	
第1.02版	令和7年(2025年)12月24日	一部文言の修正	
第1.03版	令和8年(2026年)4月1日	一部文言の修正	
第1.04版	令和8年(2026年)10月15日	一部文言の修正	

目　次

1　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2　対象税目、課税免除期間・割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

3　制度期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

4　他の条例による課税免除等との調整・・・・・・・・・・・・・・・・・5

5　対象事業者及び対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
⑴　ＧＸ事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
⑵　ＧＸ事業の産業別詳細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
⑶　金融事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
⑷　金融事業の業種別詳細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

6　特定事業計画認定申請に当たっての留意事項・・・・・・・・・・・・・13
⑴　設備投資又は不動産取得の注意点（ＧＸ事業）・・・・・・・・・・・13
⑵　労務に関する事項の注意点（ＧＸ事業、金融事業共通）・・・・・・・14
⑶　事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法の考え方・・・・・・・15
⑷　地域における自然環境及び生活環境の調和に関する事項の考え方・・・・15

7　関係法令への適合について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

8　税目別の課税免除に係る考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
⑴　法人市民税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
⑵　事業所税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
⑶　固定資産税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
⑷　都市計画税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

9　特定事業計画認定申請書の作成・申請について・・・・・・・・・・・・20
⑴　手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
⑵　基準日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
⑶　必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

１　はじめに

令和６年６月に北海道・札幌市は、国から「金融・資産運用特区」の対象地域として決定されたことを契機に、「ＧＸ」を地域の成長産業に位置づけ、ＧＸ産業の集積と金融機能の強化集積を両輪で進め、その相乗効果により、我が国のエネルギー安全保障への貢献とともに、世界中から資金・人材・情報が集積するアジア・世界の金融センターの実現を目指しています。

札幌市では、特区で実現しようとしている資産運用会社等の金融機能の呼び込みやＧＸ産業のサプライチェーン構築、雇用創出等に向けた取組の一環として、「札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和７年４月１日から施行いたしました。

このガイドラインは、条例、「札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）及び「札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例に係る実施要領」（以下「要領」という。）並びに関係法令に基づき、市税の課税を免除する特例の対象事業や特定事業計画の認定、課税免除等の実施に関し必要な事項について定義しています。

また、制度の概要とその要件等の解説、申請に関する手続き等の留意点についてもご紹介していますので、市内でＧＸ事業や金融事業に取り組もうと考えている事業者の皆様は、条例、規則、要領及び関係法令を十分ご理解の上、本ガイドラインの内容も踏まえながら、事業のご検討をいただければ幸いです。

―凡例―

・札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例(令和６年札幌市条例第53号)	条例
・札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例施行規則(令和７年札幌市規則第32号（令和７年９月３日改正）)	規則
・札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に係る実施要領	要領
・北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）	温対条例
・札幌市税条例（昭和25年札幌市条例第44号）	市税条例
・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行、脱炭素成長型経済構造移行	ＧＸ
・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）	海洋再エネ法
・金融商品取引法（昭和23年法律第25号）	金商法
・官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）	官民データ法
・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第37号）	水素社会推進法
・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第69号）	水素社会推進法施行規則
・「統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件」に定める日本標準産業分類	日本標準産業分類

２　対象税目、課税免除期間・割合

北海道・札幌市ＧＸ推進税制で対象となる事業者は、法人を設立しようとする者又は法人で、対象となる事業は、本税制において「特定事業」として位置付けられ、大きく「ＧＸ事業」と「金融事業」の２つに分類されます。

対象税目と課税免除期間・割合については、下表のとおりです。（対象事業者及び対象事業については、後記５にて詳しく示します。）

○　事業と対象税目

<table>
<tr><th>区分</th><th>事業者の具体的な
範囲・条件</th><th>対象税目</th><th>課税免除
期間・割合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ＧＸ事業</td><td><u>市内で既にＧＸ事業を営む事業者</u>
➢市内で工場や事務所等の設備投資を行う事業者</td><td>（市税）
都市計画税
固定資産税
（道税）
不動産取得税
道固定資産税</td><td rowspan="2">最大
１０年間

１～５年目まで最大全額免除、６年目以降は１/２免除

※不動産取得税は取得時全額免除</td></tr>
<tr><td><u>市内で新たにＧＸ事業を営む事業者</u>
➢市内で新産業・新業種（※1）として参入する事業者
➢道外から市内に進出する事業者
➢市内で創業する事業者
➢市内のスタートアップ事業者（※2）</td><td>（市税）
法人市民税（※均等割除く）
事業所税
（道税）
法人道民税（※均等割除く）
法人事業税
※工場や事務所等の設備投資を行う場合
（市税）
都市計画税
固定資産税
（道税）
不動産取得税
道固定資産税
も適用可</td></tr>
<tr><td>金融事業</td><td><u>市内で新たに金融事業を営む事業者</u>
➢市内で創業する事業者
➢市内で新事業として参入する事業者
➢道外から市内に進出する事業者
➢市内のスタートアップ事業者（※2）
➢フィンテック事業者</td><td>（市税）
法人市民税（※均等割除く）
事業所税
（道税）
法人道民税（※均等割除く）
法人事業税</td><td>最大
１０年間

最大全額免除</td></tr>
</table>

※１　新産業・新業種とは

①新たに５⑴アで示す９つの対象産業のＧＸ事業に参入する

例）食品製造業に取り組んでおり、新たに水素供給事業に参入する

②５⑴アで示す９つの対象産業のうち新たな産業に参入する

例）既に水素関連産業に参入しており、新たに残りの８つの産業のいずれかに参入する

③５⑴アで示す９つの対象産業のうち同一の産業の新たな対象業種に参入する

例）既に水素関連産業の「化学工業」に参入しており、新たに水素関連産業の「その他小売業」に参入する

※２　スタートアップ事業者とは

条例第２条第４号に基づき、ＧＸ事業もしくは金融事業のうちフィンテック事業に関して、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす先進的な技術や革新的なアイデア等をもとに短期間の事業化を目指すものと認められる法人であって、条例施行日である令和７年４月１日以後に創業した法人のうち、創業から５年を経過していないものとします。

具体的には、これまでに無いユニークなテクノロジーや製品、サービス、ビジネスモデルをもち、事業成長のための投資を行い、短期間での急速な事業成長・拡大に取り組んでおり、これまでの生活や社会、経済モデルなどを覆す革新的なイノベーションをもたらし、経済成長のけん引役となることが期待される法人を想定しており、最終的には外部の「専門的知識を有する者」の意見を踏まえて、適否を判断いたします。詳しくはご相談ください。

〔注意事項（ＧＸ事業・金融事業共通）〕

①札幌市ＧＸ推進税制（以下、「本税制」という）を活用するためには、<u>対象事業に着手する前に</u>、札幌市へ事業計画の認定申請を行い、認定を受けることが必要です。

②本税制では、連名の申請を許容していません。

③道税の課税免除を受けるためには、別途北海道庁への手続きが必要です。

【北海道庁の問合せ先】

北海道経済部ＧＸ推進局ＧＸ推進課ＧＸ特区推進担当

〒060-8588 札幌市中央区北３条西６丁目

電話番号 ０１１-２０６-９０９４

受付時間 8:45～17:30（土日祝日、年末年始を除く）

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/205750.html

３　制度期間

国の「ＧＸ実現に向けた基本方針」は、2032年度までのロードマップの位置づけとなっており、国の政策との連動性を図る観点から、課税の特例制度の実施期間を2032年度までとしております。

＜制度期間＞

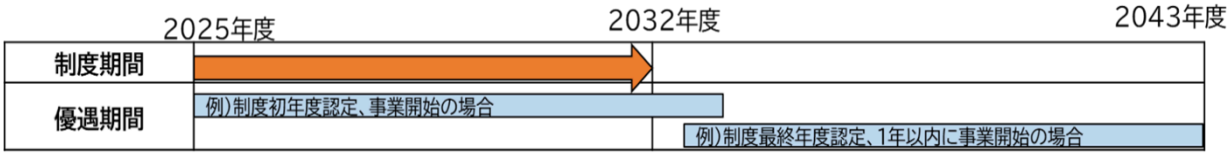

※　制度最終年度の2032年度（申請期限：2033年1月31日）までに申請し、認定日の翌日から起算して１年以内に事業を開始した場合は、最大で2043年度までの課税の特例を受けることが可能となります。

４　他の条例による課税免除等との調整

本税制では、その他の課税免除を最大限に活用し、カバーされない分を措置します。

調整対象となる制度は、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」「地域再生法」です。

※道税においては、北海道庁のガイドラインをご参照ください。

５　対象事業者及び対象事業

本税制で対象となる事業者は、法人を設立しようとする者又は法人で、以下に示す対象事業である「ＧＸ事業」と「金融事業」のいずれかに取り組む者とします。

⑴　ＧＸ事業

ア　対象となるＧＸ事業

ＧＸ事業は、市内において北海道が有する再生可能エネルギーの潜在力を有効に活用する事業であって、下記のとおり、国が「ＧＸ実現に向けた基本方針」で示した22分野（国際競争力向上に資するＧＸ事業）のうち、チーム札幌・北海道で取り組む「８つのＧＸプロジェクト」の分野と温対条例に定める「再生可能エネルギー」分野の関連産業を対象とします。

①　洋上風力関連産業
②　合成燃料関連産業
③　水素関連産業
④　蓄電池関連産業
⑤　次世代半導体関連産業
⑥　データセンター関連産業
⑦　海底直流送電関連産業
⑧　電気又は水素運搬船関連産業
⑨　再生可能エネルギー関連産業

イ　サプライチェーンの範囲

上記アの事業は(2)で示す対象産業、対象業種であって、以下のサプライチェーンの範囲に該当する事業が対象です。

事業区分	事業内容
研究開発	社会実装のための新たな技術開発を行うもの
製品開発	一定の技術開発がなされているものについて、製品化や実装化を図るもの、又は製品化・実装化されているものを改良するもの
製品の製造（生産）	対象産業に関連する製品の製造（生産）をするもの
役務の提供	エネルギーの供給等を行うもの
その他	これらの事業に必要な「施設若しくは設備の整備、保守若しくは運営」又は「人材の育成」に関するもの

対象事業に該当するか否かは、外部の「専門的知識を有する者」の意見を踏まえて判断させていただきます。

ウ　注意事項

・ＧＸ事業を複数の市町村の区域内(札幌市と隣接する市町村の区域内に限る。)で実施する場合にあっては、札幌市内に事務所等が設置される必要があります。

・国や国の関係機関が主導して、商業化を前提に取り組む事業の環境整備、取得した土地や家屋等を事業者が譲り受ける場合、本税制の対象とならない場合があります。国や国の関係機関の関与の内容などを踏まえ、個別に内容を協議し、外部の「専門的知識を有する者」の意見等を踏まえて判断させていただきますので、事前にご相談ください。

・サプライチェーンに関連した工事のみや、営業のみの事業は対象となりません。

⑵　ＧＸ事業の産業別詳細

９つの対象産業ごとに、対象となる業種の詳細を日本標準産業分類の中分類に基づき整理しました。

申請された事業が本税制の対象となるか否かは、事前相談等を通じて条例、規則及び要領で定める趣旨及び要件に合致していることを確認した上で判断します。

ア　洋上風力関連産業

・「洋上風力関連産業」とは、海洋再エネ法第２条第２項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備を用いた発電に関連する産業を指します。

・「その他の教育、学習支援業」については、洋上風力発電に係る発電事業又は当該発電事業に係る建設事業若しくはＯ＆Ｍに従事するために必要なＧＷＯが定める訓練を行うものに限ります。

（参考）
「GWO」とは、Global Wind Organisationの略称。風力タービンメーカーやオペレーターが安全な労働環境を実現するために設立された国際的な非営利団体であり、風力産業における安全訓練の国際標準の策定等を行っています。洋上風力発電設備の建設や維持管理に携わる作業員は、GWOが定める訓練を受け、修了証（有効期限２年）を保有している必要があります。

<table>
<tr><th>対　象　業　種</th><th colspan="2">サプライチェーンの範囲</th></tr>
<tr><td>プラスチック製品製造業</td><td rowspan="2">製品の開発</td><td rowspan="2">製品の製造</td></tr>
<tr><td>はん用機械器具製造業</td></tr>
<tr><td>生産用機械器具製造業</td><td rowspan="2">エネルギーの供給</td><td rowspan="2">保守・運営</td></tr>
<tr><td>電子部品・デバイス・電子回路製造業</td></tr>
<tr><td>電気機械器具製造業</td><td colspan="2" rowspan="7">海洋上の風力を活用した送発電事業、送発電設備の部材の製造、O＆M、トレーニングセンターに関する事業など</td></tr>
<tr><td>輸送用機械器具製造業</td></tr>
<tr><td>電気業</td></tr>
<tr><td>技術サービス業（他に分類されないもの）</td></tr>
<tr><td>その他の教育、学習支援業</td></tr>
<tr><td>機械等修理業</td></tr>
</table>

イ　合成燃料関連産業

・「合成燃料関連産業」とは、水素社会推進法施行規則第３条第３項に規定する合成燃料（以下「合成燃料」という。）の活用に関連する産業を指します。

<table>
<tr><th>対　象　業　種</th><th colspan="2">サプライチェーンの範囲</th></tr>
<tr><td>化学工業</td><td>研究開発</td><td>製品の開発</td></tr>
<tr><td>はん用機械器具製造業</td><td>製品の製造</td><td>エネルギーの供給</td></tr>
<tr><td>輸送用機械器具製造業</td><td colspan="2" rowspan="4">水素と二酸化炭素を合成して作られる燃料（ＳＡＦ　、合成メタン等）の製造、生産設備の製造、燃料の供給に関する事業やO&Mなど</td></tr>
<tr><td>その他の小売業</td></tr>
<tr><td>技術サービス業（他に分類されないもの）</td></tr>
<tr><td>機械等修理業</td></tr>
</table>

ウ　水素関連産業

・「水素関連産業」とは、水素等（水素社会推進法第２条第１項に規定する水素等のうち合成燃料を除いたものをいう。）の活用に関連する産業を指します。

・水素等の製造には水電解法、水蒸気改質法等複数の手法がありますが、いずれの手法を用いても対象とします。

<table>
<tr><th>対　象　業　種</th><th colspan="2">サプライチェーンの範囲</th></tr>
<tr><td>化学工業</td><td rowspan="2">研究開発</td><td rowspan="2">製品の開発</td></tr>
<tr><td>生産用機械器具製造業</td></tr>
<tr><td>電気機械器具製造業</td><td rowspan="2">製品の製造</td><td rowspan="2">エネルギーの供給</td></tr>
<tr><td>ガス業</td></tr>
<tr><td>その他小売業</td><td colspan="2" rowspan="4">水素等の製造、生産設備の製造、燃料の供給（導管による供給、水素ステーション等）に関する事業やO&Mなど</td></tr>
<tr><td>技術サービス業（他に分類されないもの）</td></tr>
<tr><td>機械等修理業</td></tr>
<tr><td>その他の事業サービス業</td></tr>
</table>

エ　蓄電池関連産業

・「蓄電池関連産業」とは、蓄電池の活用に関連する産業を指します。

・非ＧＸ事業の非常用電源のように再エネの利用促進に直接関係しない事業の用に供されるものは対象としません。

<table>
<tr><th>対　象　業　種</th><th colspan="2">サプライチェーンの範囲</th></tr>
<tr><td>化学工業</td><td rowspan="2">製品の開発</td><td rowspan="2">製品の製造</td></tr>
<tr><td>非鉄金属製造業</td></tr>
<tr><td>はん用機械器具製造業</td><td rowspan="2">エネルギーの供給</td><td rowspan="2">保守・運営</td></tr>
<tr><td>生産用機械器具製造業</td></tr>
<tr><td>電子部品・デバイス・電子回路製造業</td><td colspan="2" rowspan="5">蓄電池を活用した送発電事業、部材の製造、生産設備の製造に関する事業やＯ＆Ｍなど</td></tr>
<tr><td>電気機械器具製造業</td></tr>
<tr><td>電気業</td></tr>
<tr><td>技術サービス業（他に分類されないもの）</td></tr>
<tr><td>機械等修理業</td></tr>
</table>

オ　次世代半導体関連産業

・「次世代半導体関連産業」とは、これから生産されることが想定される微細化など先端的な技術水準に達する半導体の製造に関連する産業を指します。

<table>
<tr><th>対　象　業　種</th><th colspan="2">サプライチェーンの範囲</th></tr>
<tr><td>化学工業</td><td rowspan="2">研究開発</td><td rowspan="2">製品の開発</td></tr>
<tr><td>窯業・土石製品製造業</td></tr>
<tr><td>生産用機械器具製造業</td><td rowspan="2">製品の製造</td><td rowspan="2">保守･運営</td></tr>
<tr><td>電子部品・デバイス・電子回路製造業</td></tr>
<tr><td>電気機械器具製造業</td><td colspan="2" rowspan="4">次世代半導体の製造、部材の製造、生産設備の製造、その他生産設備の精度管理や回路設計などに関する事業やＯ＆Ｍなど</td></tr>
<tr><td>情報通信機械器具製造業</td></tr>
<tr><td>技術サービス業（他に分類されないもの）</td></tr>
<tr><td>機械等修理業</td></tr>
</table>

カ　データセンター関連産業

・「データセンター関連産業」とは、自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）に関連する産業を指します。

・データセンター事業は、消費電力量（対象施設が空調設備等に通常必要な年間消費電力量）のうち再生可能エネルギー（温対条例第２条第６号に規定する再生可能エネルギー）を変換して得られる電力量が60％以上のものを対象とします。再生可能エネルギーを活用するために設置する設備の種別（太陽光発電、風力発電又は水力発電等）及びその設備の配置図を提出してください。なお、外部から再生可能エネルギー由来の電力を購入する場合は、再エネ電力証書の購入証明による導入も可とします。

対　象　業　種	サプライチェーンの範囲	
通信業	通信	保守・運営
技術サービス業（他に分類されないもの）	設置・運営に関する事業と設計に関する事業など	

キ　海底直流送電関連産業

・「海底直流関連産業」とは、海底ケーブルを用いた直流の送電に関連する産業を指します。

対　象　業　種	サプライチェーンの範囲	
非鉄金属製造業	製品の開発	製品の製造
はん用機械器具製造業		
電子部品・デバイス・電子回路製造業	エネルギーの供給	保守・運営
電気機械器具製造業		
輸送用機械器具製造業	送発電事業、送電線の部材の製造、敷設船建造に関する事業やＯ＆Ｍなど	
電気業		

ク　電気又は水素運搬船関連産業

・「電気又は水素運搬船関連産業」とは、電気又は水素等を運搬する船舶に関連する産業を指します。

・「蓄電池」、「水素」に関係するものはそれぞれの関連産業で対象となります。

対　象　業　種	サプライチェーンの範囲	
電気機械器具製造業	製品の開発	製品の製造
輸送用機械器具製造業	エネルギーの供給	保守・運営
電気業	電気又は水素運搬船に係る送電事業、水素の供給、製造設備の製造、輸送船建造に関する事業やＯ＆Ｍなど	
技術サービス業（他に分類されないもの）		

ケ　再生可能エネルギー関連産業

・「再生可能エネルギー関連産業」とは、温対条例第２条第６号に規定する再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、波力、地熱、バイオマスその他自然の作用により絶えず補充されるエネルギー源）の活用に関連する産業を指します。（アの洋上風力関連産業に該当するものを除きます）

・バイオマス発電事業については、バイオマス燃料を専焼する発電事業のみを対象とします。ただし、上記の条件で認定を受けている場合であっても、事故・災害等により、緊急的に石炭等による混焼が必要になった場合は、個別に対応を検討します。

・太陽光発電事業については、発電出力の合計が2,000kW以上のものを対象とします。

対　象　業　種	サプライチェーンの範囲	
プラスチック製品製造業	製品の開発	製品の製造
金属製品製造業		
はん用機械器具製造業	エネルギーの供給	保守・運営
生産用機械器具製造業		
電子部品・デバイス・電子回路製造業	太陽光、陸上風力、水力、バイオマス、地熱等の再生可能エネルギーを活用した送発電事業、送発電設備の部材の製造に関する事業やＯ＆Ｍなど	
電気機械器具製造業		
電気業		
技術サービス業（他に分類されないもの）		
機械等修理業		

⑶　金融事業

対象となる金融事業は、市内において北海道の有する再生可能エネルギーの潜在力を有効に活用する事業への投資その他の金融サービスを提供する事業及び情報技術を用いた革新的な金融サービスを提供する事業を対象としており、下記の２つの事業に分類されます。

ア　北海道の再生可能エネルギーを活用するＧＸ事業に投資を呼び込む資産運用業

金商法に定めがある行為のうち、ＧＸ事業に係る投資その他の金融サービスを提供する次に掲げる行為を行う事業を指します。

①金商法第２８条第１項に規定する第一種金融商品取引業として行う行為のうち、ＧＸ事業に係る有価証券の募集若しくは私募の取扱い又はその募集若しくは私募に際し行う同項第３号に掲げる行為
②金商法第２８条第２項に規定する第二種金融商品取引業（金商法第２９条の５第２項及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和２６年法律第１９８号）第１９６条第２項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務を含む。）として行う行為のうち、ＧＸ事業に係る有価証券の募集若しくは私募又はその募集若しくは私募の取扱い
③金商法第２８条第３項に規定する投資助言・代理業として行う行為のうち、ＧＸ事業に係る有価証券に関する同項第１号に掲げる行為
④金商法第２８条第４項に規定する投資運用業として行う行為のうち、ＧＸ事業に係る有価証券に対する投資としての金銭その他の財産の運用
⑤金商法第６３条第２項に規定する適格機関投資家等特例業務のうち、ＧＸ事業に係る有価証券の同条第１項第１号に掲げる行為又はＧＸ事業に係る有価証券に対する投資としての金銭その他の財産の運用
⑥金商法第６３条の８第１項に規定する海外投資家等特例業務のうち、ＧＸ事業に係る有価証券の同項第２号に掲げる行為又はＧＸ事業に係る有価証券に対する投資としての金銭その他の財産の運用

【イメージ図】

対象事業		イメージ
第一種金融商品取引業 第二種金融商品取引業	道内GX事業者の有価証券の引受け、募集・私募の取扱い	
投資助言・代理業	投資助言の一部を道内GX事業に関する助言とするもの	
投資運用業 適格機関投資家等特例業務 海外投資家等特例業務	運用資産の一部を道内GX事業者の有価証券への投資に充てるもの	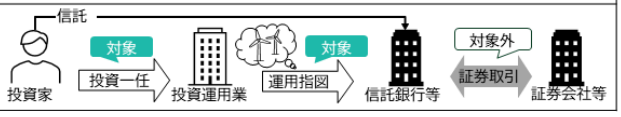

イ　金融機能の強化集積に資するフィンテック事業

官民データ法第２条第２項に規定する人工知能関連技術、同条第３項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第４項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報技術を用いて行う次に掲げる事業を指します。

①日本標準産業分類に掲げる金融業及び保険業
②個人又は法人が自ら金融資産の管理又は運用を行うための技術等を提供する事業（①に掲げるものを除く。）
③①及び②に掲げる事業の運営に必要な技術等を提供する事業
④①、②及び③に掲げるもののほか、金融サービスを提供する事業であって市長が認めるもの

なお、対象事業に該当するか否かは、外部の「専門的知識を有する者」の意見を踏まえて判断させていただきます。

⑷　金融事業の業種別詳細

ア　第一種金融商品取引業

金商法第２８条第１項に規定する第一種金融商品取引業のうち、ＧＸ事業に係る有価証券の募集若しくは私募の取扱い又は募集若しくは私募に際し行う同項第３号に掲げる行為

発行市場でのＧＸ事業者による新規発行の第１項有価証券の引受けや募集又は私募を実施する人員を配置する事業を対象とします（当該有価証券発行による調達資金が直接的に当該ＧＸ事業者に充当されることが必要です）。

〔注意事項〕

・事業計画期間内において、当該行為の着手（＝実施する人員の配置）から完了に至るまでの全期間が課税免除の対象期間となりますが、対象行為の着手に至っていない期間については、事業の実績がないため、課税免除は適用されません。なお、認定された事業計画（以下「認定特定事業計画」という）の認定要件を満たし続ける限り、認定が取り消されることはありません。
・対象となる有価証券は、北海道内でＧＸ事業を営む法人が発行するものとなりますが、実際に該当するか否は、本市との事前相談・協議により判断します。

イ　第二種金融商品取引業及びこれとみなされる業務

金商法第２８条第２項に規定する第二種金融商品取引業（金商法第２９条の５第２項及び投資信託及び投資法人に関する法律第１９６条第２項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務を含む。）のうち、ＧＸ事業に係る有価証券の募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱い

発行市場でのＧＸ事業者による新規発行の第２項有価証券の自己募集や自己私募又は募集や私募を実施する人員を配置する事業を対象とします（当該有価証券発行による調達資金が直接的に当該ＧＸ事業者に充当されることが必要です）。

〔注意事項〕

・事業計画期間内において、当該行為の着手（＝実施する人員の配置）から完了に至るまでの全期間が課税免除の対象期間となりますが、対象行為の着手に至っていない期間については、事業の実績がないため、課税免除は

適用されません。なお、認定特定事業計画の認定要件を満たし続ける限り、認定が取り消されることはありません。

・対象となる有価証券は、北海道内でＧＸ事業を営む法人が発行するものとなりますが、実際に該当するか否は、本市との事前相談・協議により判断します。

ウ　投資助言・代理業

金商法第２８条第３項に規定する投資助言・代理業のうち、ＧＸ事業に係る有価証券に関する同項第１号に掲げる行為

投資顧問契約において、契約相手方の投資家に対し、道内でＧＸ事業を営む法人が発行する有価証券に関する状況、評価等について、以下に掲げる助言を行うものを対象とします。

①評　価　分　析：道内でＧＸ事業を営む法人が発行する有価証券のパフォーマンスやリスク評価を行い、投資家に対して詳細な分析結果を提供する行為

②投資判断の助言：道内でＧＸ事業を営む法人が発行する有価証券への投資が適切かどうかについて、投資家に対して助言を行う行為（投資のタイミングや資産配分の提案を含む）

エ　投資運用業

金商法第２８条第４項に規定する投資運用業のうち、ＧＸ事業に係る有価証券に対する投資として、金銭その他の財産の運用を行うこと。

投資運用業の事業において、運用資産を道内でＧＸ事業を営む法人が発行する有価証券への投資に充てる、以下に掲げる行為を対象とします。

①道内でＧＸ事業を営む法人が発行する有価証券を投資対象として保有すること

②投資一任契約に基づく資産運用のポートフォリオに道内でＧＸ事業を営む法人が発行する有価証券が含まれていること

③道内ＧＸ事業に係る信託受益権を運用すること

④道内ＧＸ事業を営む法人が発行する有価証券への投資を行うファンドを運用すること

オ　適格機関投資家等特例業務

金商法第６３条第２項に規定する適格機関投資家等特例業務を行う者が業として行う行為のうち、ＧＸ事業に係る有価証券の同条第１項第１号に掲げる行為又はＧＸ事業に係る有価証券に対する投資として、金銭その他の財産の運用を行うこと。

適格機関投資家等特例業務の事業において、道内でＧＸ事業を営む法人が発行する有価証券への投資を行うファンドを募集又は運用することを対象とします。

カ　海外投資家等特例業務

金商法第６３条の８第１項に規定する海外投資家等特例業務のうち、ＧＸ事業に係る有価証券の同項第２号に掲げる行為又はＧＸ事業に係る有価証券に対する投資として、金銭その他の財産の運用を行うこと。

海外投資家等特例業務の事業において、道内でＧＸ事業を営む法人が発行する有価証券への投資を行うファンドを募集又は運用することを対象とします。

キ　金融機能の強化集積に資するフィンテック事業

官民データ法第２条第２項に規定する人工知能関連技術、同条第３項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第４項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報技術を用いて行う事業であって次に掲げる事業
①日本標準産業分類に掲げる金融業及び保険業
②個人又は法人が自ら金融資産の管理又は運用を行うための技術等を提供する事業（①に掲げるものを除く。）
③①及び②に掲げる事業の運営に必要な技術等を提供する事業
④①、②及び③に掲げるもののほか、金融サービスを提供する事業であって市長が認めるもの

金融機能の強化集積に資するフィンテック事業において、日本標準産業分類に掲げる金融業及び保険業である者や個人や法人が自ら金融資産の管理又は運用を行うための技術を提供する者やそれらの者に技術を提供する者を対象とします。

なお、地域経済の活性化の観点から、札幌市内の地域収支の改善（＝市内で開発又は製造したコンテンツ並びにサービスを市外に売り込む）に寄与する事業を対象とします。

※エ～カの業務実施においては、投資家の最善の利益となる運用を行う必要があるため、投資家の最善の利益を追求する範囲において事業を行うことが求められることに留意してください。
※ウ～カの業務において、計画期間のうち、ＧＸ事業を営む法人が発行する有価証券への投資等ができなかった期間については、課税免除は適用されません。なお、認定特定事業計画の認定要件を満たし続ける限り、認定が取り消されることはありません。

６　特定事業計画認定申請に当たっての留意事項

⑴　設備投資又は不動産取得の注意点（ＧＸ事業）

計画認定時に、設備投資予定の総額、内訳（土地、建物、償却資産）について確認をします。設備投資の内容によって、固定資産税や都市計画税の課税免除の適否に影響する可能性があることから、特定事業計画にこれらの項目の記載を求めるものです。

〔注意事項〕

・投資額の積算の対象となる資産は、土地、建物（附帯設備を含む）、償却資産

（法人税法施行令第13条第２号（構築物）及び第３号（機械及び装置）に該当するもの）で、いずれも計画の認定後に取得するものに限ります。

・固定資産税や都市計画税の課税免除の対象とならない賃貸物件又は計画認定前に取得している土地、建物、償却資産についても、事務所等の設置や特定事業に使用する設備等を確認するために記載を求めます。

⑵　労務に関する事項の注意点（ＧＸ事業、金融事業共通）

ア　「特定事業の実施により常時雇用する者」については、次に掲げる要件のいずれにも該当する者を指し、特定事業計画に申請の時点における見込み数の記載を求めるものです。（以後、本項に記載している要件を満たす者の数を「市内雇用者数」とします。）

①認定特定事業の事務所等において就業する従業員であること ②雇用期間の定めのない者であること ③雇用保険の被保険者であること（短期雇用特例被保険者と日雇労働被保険者を除く） ④健康保険の被保険者であること ⑤厚生年金保険の被保険者であること

イ　申請日の直前の事業年度の末日時点において、「特定事業の実施により常時雇用する者」の数と事業開始後の各事業年度末の常用雇用者数の差分により、雇用増の見込みを確認します。

ウ　計画の申請時点において雇用増の見込みが３人以上（発電事業は１人以上）である必要があります。

〔注意事項〕

・雇用増の人数の対象は、道外、市外の他の事務所等から出向させ、異動させ、若しくは転勤させる者のほか、市内の事務所等から出向させ、若しくは異動させる者を含みます。なお、市内の事務所等から出向させ、若しくは異動させる者を雇用増の人数の対象に含める場合、事業者の市内全体の常用雇用者の人数が、事業年度末において増加している必要はありません。

・業務の全部又は一部を委託された者に雇用される者も契約書等により業務内容等が明らかである場合等は、雇用増の人数の対象となる場合があります。具体的には、認定事業者と委託先との契約書において、雇用増の対象となる常用雇用者が認定事業のために雇用されていることがわかること、また、その常用雇用者が要件の全てに適合していることが必要です。

・雇用期間の定めがある場合でも、雇用契約書等で「自動契約更新条項」が明記され、更新回数の制限がなく、継続して雇用されている場合などには、上記②と同様に取り扱う場合もあります。詳しくはご相談ください。

・新たに設置する事務所等の場合は、整備される事務所等において雇用する常用雇用者の人数をいいます。また、増設の場合は、当該工場等の増設に伴い増加する常用雇用者の人数をいいます。

・常用雇用者は、札幌市内に設置される事務所等で勤務する必要があります。

⑶　事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法の考え方

特定事業の規模感や投資の見通しを把握するため、事業に必要な資金の総額と内訳の記載を求めるものです。

⑷　地域における自然環境及び生活環境の調和に関する事項の考え方

ア　ＧＸ事業

自然環境や生活環境との調和が図られた事業となるためには、事業者と地域との対話が不可欠であることから、「地域との合意形成の状況」について確認を行います。

計画の認定時に地域との合意がなされた事項が適切に計画に反映されていること、実績報告時において適切に実施されていることが必要です。

事前相談時に、地域との合意形成の状況を確認します。追加の対応を求める場合もありますので、お早めにご相談ください。

【地域との合意形成の内容について】

・本税制の対象となるためには、計画されている事業が地域のご理解のもと自然環境や生活環境との調和を図りながら推進されることが必要です。
・主な具体例を以下に示しておりますが、求められる共生策は地域毎に異なります。本市との対話を通じ、どのような取組が必要か検討をお願いします。
・また、地域住民の理解促進に向けた取組や地域貢献の取組についても積極的にご検討いただき、計画に記載してください。

地域との共生策の例

①　生活環境への配慮事項

・施設の適切な維持管理
・地域特性に応じた必要な取組（雪捨て場の確保、用水路の整備、私道の整備等）　など

②　自然環境への配慮事項

・動植物等の生態系への配慮
・環境教育等の実施
・地域特性に応じた必要な取組（環境保全の取組の実施、施設の色彩調整、騒音の対応等）　など

③　地域住民の理解促進に向けた取組

・事業計画の説明会、事業報告会や施設見学会の開催　など

④　地域貢献の取組

・収益の地域還元（企業版ふるさと納税制度を活用した寄付等）
・交流スペースなど地元住民が活用可能な施設整備
・積極的な地元調達・雇用
・災害発生時の非常用電源の提供
・データセンターの計算基盤など施設機能の提供による地元企業との連携や人材育成・教育への貢献

・地域と連携した再エネ電力の地産地消の取組　など

地域との共生等に関して、北海道庁から発出された「地域との共生に関する知事からのメッセージ」及び「データセンター立地に関する道の考え方」の内容を十分ご理解いただくほか、経済産業省資源エネルギー庁の「地域共生型再生エネルギー事業顕彰」や環境省の「Good Echo」等の優良事例もご参考ください。

〇地域との共生に関する知事からのメッセージ［北海道庁HP］
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/240704.html

〇データセンター立地に関する道の考え方［北海道庁HP］
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/270017.html

〇地域共生型再生エネルギー事業顕彰［経済産業省HP］
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/saiene_kensho/

〇Good Echo[環境省HP]
https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/goodecho/

イ　金融事業

金融事業においては、地域との合意形成までは求めていないものの、事業の実施に当たり、「自然環境及び生活環境との調和」に関し実施を予定している事項が適切であるかどうか、以下の観点から確認します。

(ｱ)　規則別表２の１及び２に掲げる事業共通

事業実施地域の自然環境や生活環境との調和が図られているか。

【取組の例】

・ゼロカーボン推進ビルなど、環境負荷低減に配慮したオフィス環境が整備されているか。

・地域社会の発展に寄与するか。

(ｲ)　規則別表２の１に掲げる事業

投資した事業が、事業実施地域の自然環境や生活環境との調和が図られている事業内容であることを確認・担保しているか。

【取組の例】

・投資先の事業が、地域住民にとって安全・安心な事業・サービスであるか。

・ＧＸ事業への投資判断が適切であることのチェック体制が整備されているか。

・ＧＸ事業への投資に知見のあるメンバーが参画しているか。

・投資先からグリーンウォッシュ（※）と言われるような事業を排除する工夫はされているか。

※グリーンウォッシュとは

実際は環境改善効果がない、又は、調達資金が適正に環境事業に充当されていないにもかかわらず、環境面で改善効果があると称すること。

⑸　計画の公表について

認定を受けた特定事業計画の内容は、ＧＸの取組を広く周知するため、事業の概要を、事業者名とともに、事業開始までに市のホームページで公表します。

⑹　検査について

事業の用に供する建物等が完成した際に、市職員による検査を実施する時があります。

建物の課税のための評価の他、特定事業割合等を算定するための重要な検査となりますので、その際は必ず検査を受けていただくとともに、検査時の立会や市職員からの質問等へのご対応をお願いします。

７　関係法令への適合について

本税制の関係法令は環境分野、生活分野など多岐に渡るため、各事業者が自ら関係する法律に関して確認し、適切に手続きを進める必要があります。

手続きを進めるにあたっては、「関係法令チェックリスト」に基づき、該当する関係法令を確認し、手続き等の漏れがないようお願いします。

計画の申請時において、関係法令への違反がないことを記載した誓約書の提出をしていただきますが、その後において仮に法令違反が確認された場合は、計画の認定や課税免除を取り消す場合があります。

８　税目別の課税免除に係る考え方

⑴　法人市民税　※均等割額は、課税の特例の対象外

ア　対象事業及び免除割合

事業区分	対象	免除割合
ＧＸ事業	○	１～５年目まで最大全額免除、６年目以降１/２免除
金融事業	○	10年間、最大全額免除

イ　課税免除の対象範囲

報告事業年度の末日時点における市内に有する事務所等に従事する全て従業者数のうち、主たる業務として認定特定事業に従事する従業者数の割合（以下「認定特定事業従業者割合」という。）とします。

なお、前述５⑷ウからカまでの業務については、ＧＸ事業に係る助言又は投資運用を行うためには、その他事業との比較が不可欠であることから、ＧＸ事業に係る助言又は投資運用を行っている限りにおいて課税免除の対象行為の範囲は投資助言又は投資運用の全体とします。

ウ　従業者の考え方

一般の従業者のほか、役員、臨時の従業者、出向者等も含まれます。

エ　認定特定事業以外の事業も兼務する従業者の取扱

当該従業者については、勤務時間その他の事情を考慮して、主としていずれの業務に従事しているかどうかにより判断します。

オ　課税免除額（法人税割）の算定式

課税標準となる法人税額×税率×認定特定事業従業者割合×上記アの免除割合

⑵　事業所税

ア　対象事業及び免除割合

事業区分	対象	免除割合
ＧＸ事業	○	１～５年目まで最大全額免除、６年目以降１/２免除
金融事業	○	10年間、最大全額免除

イ　課税免除の対象範囲

税目	対象範囲
事業所税（資産割） ※市内における合計事業所床面積1,000㎡超の場合のみ	報告事業年度の末日時点における市内の事務所等の床面積のうち、認定特定事業の用に供する事務所床面積（以下「認定特定事業床面積」という）。
事業所税（従業者割） ※市内における合計従業者数100人超の場合のみ	報告事業年度内における市内の事務所等において、主たる業務として当該認定事業に従事する従業者給与総額（以下「認定事業従業者給与総額」という）。

床面積や従業者給与総額については事業所税の課税に係る考え方によります。

ウ　事業所税における課税免除額の算定式

（ｱ）　資産割

認定特定事業床面積（㎡）×税率（600円）

（ｲ）　従業者割

認定特定事業従業者給与総額×税率（0.25％）

⑶　固定資産税

ア　対象事業及び免除割合

事業区分	対象	免除割合
ＧＸ事業	○	１～５年目まで最大全額免除、６年目以降１/２免除
金融事業	×	

イ　課税免除の対象範囲

（ｱ）　対象資産要件

認定特定事業の用に供する固定資産（土地、家屋、償却資産）であって、特定事業計画の認定後に取得したものとします。ただし、償却資産の対象については、構築物、機械・装置に限ります。

（ｲ）　対象額要件

対象資産の取得価額の合計額が１億円を超える必要があります。取得価額の算定については、特定事業計画の認定を受けた日から令和15年３月31日までの間に認定特定事業の事務所等の用に供する予定の家屋又は償却資産若しくはこれらの敷地である土地、又は条例の施行日（令和７年４月１日）以後に取得した認定特定事業に係る土地（その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該認定特定事業の用に供する家屋の建設又は償却資産の設

置の着手があった土地に限る。）の合計とします。

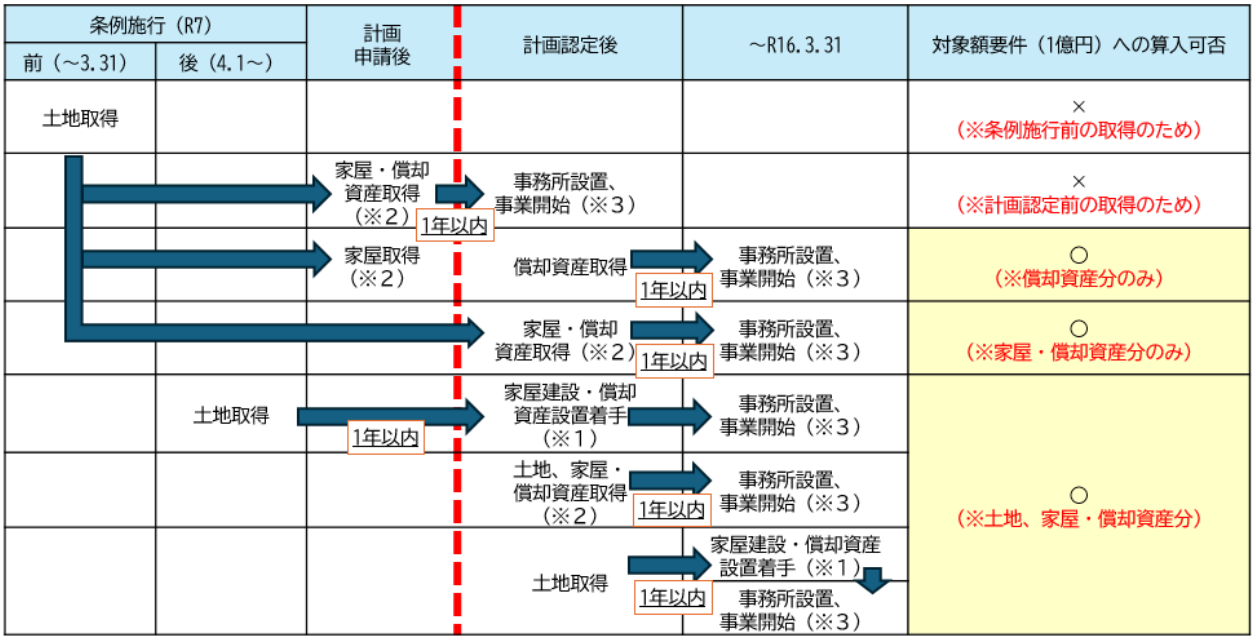

ウ　認定特定事業の開始等の届出

以下の場合には、事実の発生日から30日以内に開始の届出を行う必要があります。

(ｱ)　認定を受けた日から令和15年（2033年）３月31日までの間に認定特定事業の事務所等の用に供する予定の固定資産を取得したとき。

(ｲ)　認定特定事業に係る土地を取得した日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設又は償却資産の設置に着手したとき。

(ｳ)　(ｱ)の家屋又は償却資産を取得した場合は、当該取得の日の翌日から起算して１年以内に当該家屋又は当該償却資産を認定特定事業の用に供したとき。

⑷　都市計画税

対象の固定資産に係る都市計画税の課税免除の取扱については、上記「⑶固定資産税」の取扱を準用します。

※課税免除の決定をしたときは、課税免除の対象税目及び税目ごとの割合等について対象事業者に通知をします。

※通知の内容に不服がある場合は、各通知に記載されている通り、通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をすることができます。

9　特定事業計画認定申請書の作成・申請について

⑴　手続きの流れ

事前相談、特定事業計画作成・申請、計画の認定、認定特定事業の開始、事業報告を経て、課税免除の対象となる税目と認定事業割合等を決定します。

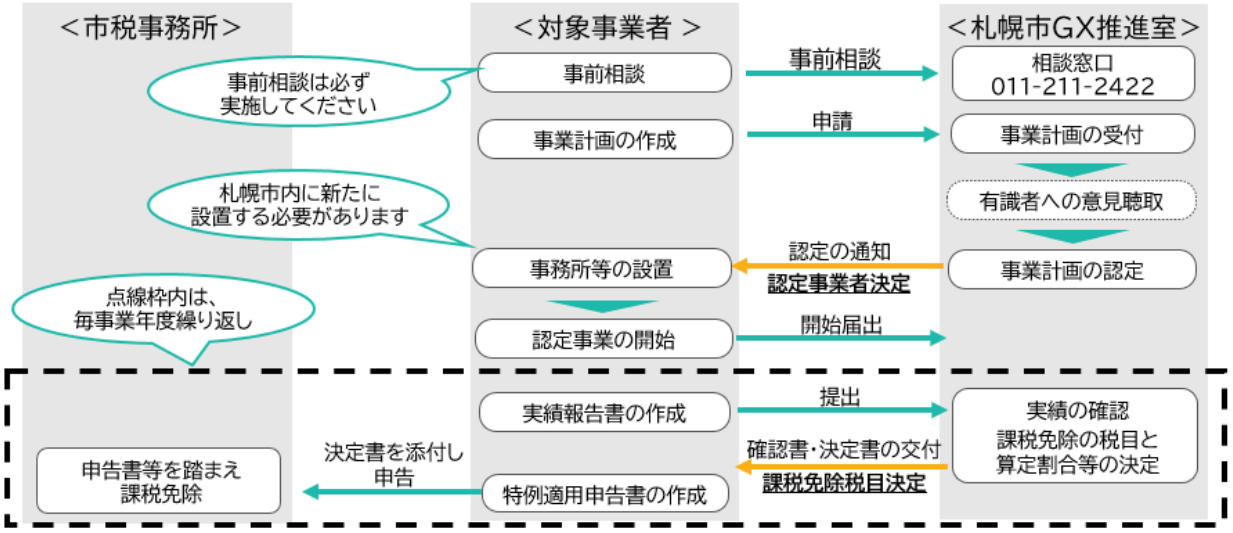

【手続きに係る注意事項】

※<u>事業計画の認定前に「事務所等の設置」「家屋建設・償却資産設置着手」が行われた場合は本制度の対象外となりますので、本制度の活用を検討される場合は、必ず事前に詳細をお問い合わせください</u>。

※<u>北海道税の課税免除を受けるためには、北海道庁との手続きが必要です</u>。

⑵　基準日

課税免除を受けるためには、以下の基準日に適合していることが必要です。

ア　条例施行後（令和７年４月１日）に取得した土地、又は特定事業計画の認定後に設置した事務所等、又は取得した家屋等（工場、償却資産等）であること

イ　取得した土地は、取得から１年以内（事実発生日は不算入）に当該土地を敷地とする家屋の建設又は償却資産の設置に着手すること

ウ　事業計画の認定後に家屋の建設の着手又は償却資産の設置に着手すること

エ　事務所等は設置してから、家屋等は取得してから１年以内（事実発生日は不算入）に事業の用に供すること

オ　令和15年３月31日までに事務所等を設置、又は土地、家屋等を取得していること

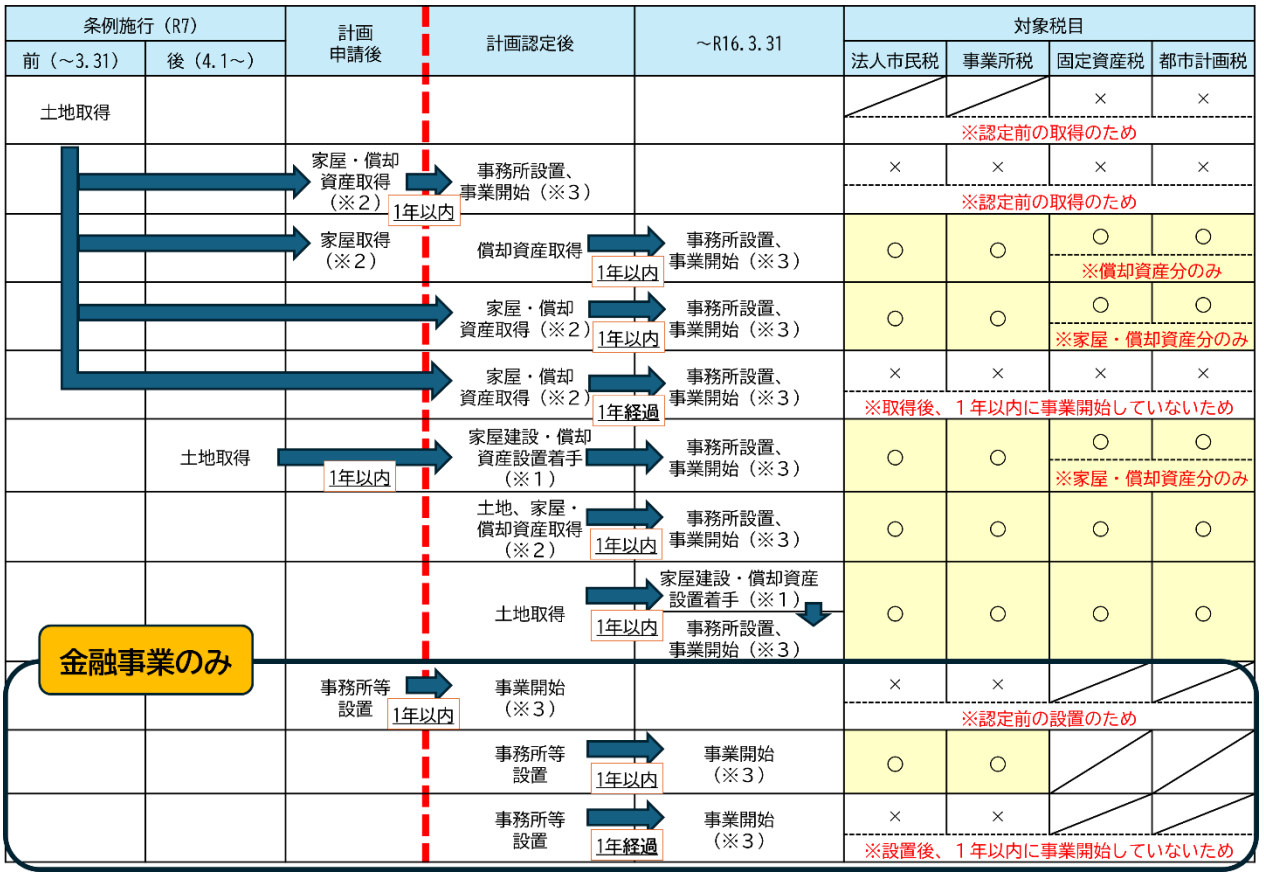

※１家屋建設着手とは：杭を打った日、山留め、地盤改良、根堀等を実施した日
※２家屋取得とは：引き渡しの日、又は最初の使用の日
※３事業開始とは：事業の用に供する日（操業の日）

⑶　必要書類

ＧＸ推進税制の特定事業計画認定等に当たっては、下記の書類をご用意ください。

－事業計画認定申請時に必要な書類－

＜各業種共通（ＧＸ事業・金融事業）＞

No.	提出書類
1	特定事業計画認定申請書［別記第１号様式（要領第４条第１項関係）］
2	定款及び法人の登記事項証明書（発行日から３か月以内の現在事項全部証明書）※これらに準ずるものを含む
3	特定事業の内容を明らかにする書類（事業計画、資金計画、直近の会計年度の財務諸表等）
4	【新たに特定事業に必要な土地、家屋又は償却資産を取得する場合】 当該土地の地積測量図その他参考となる図面、当該家屋の設計図その他参考となる図面又は当該償却資産の仕様書、設備配置図及び生産工程図その他参考となる書類
5	申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の末日現在における市内雇用者数を証する書類（常用雇用の従業員名簿。※認定申請を行う特定事業と同一の産業・業種の事業を、既に道内で営んでいる場合は、当該事業の業務に従事している者の別がわかるもの。）
6	【革新的特定事業を営んでいる法人（スタートアップ事業者）の場合】 事業が新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的なものであることを明らかにする書類
7	市税の滞納がないことを証する書類又は宣誓書及び納入状況同意書［別記第２号様式（要領第４条第３項）］
8	札幌市ＧＸ推進税制に関する誓約書（関係法令の違反がないこと、暴力団非該当であることの誓約）［ガイドライン様式］
9	関係法令チェックリスト［ガイドライン様式］
10	申請書類チェックリスト［ガイドライン様式］
11	その他参考となる書面（会社案内（パンフレット）等。親会社及び道内に関連会社がある場合については、これらの会社案内等も含む。）

＜ＧＸ事業のみ提出が必要な書類＞

ＧＸ事業を営む事業者に関しては、特定事業の内容を確認するための以下の書類が必要となります。

ア　洋上風力関連産業に係るその他の教育、学習支援業を営む場合は、発電事業又は当該発電事業の用に供する施設に係る建設事業若しくは機械等修理業に従事するために必要なＧＷＯが定める訓練を行うことが確認できる書類

イ　データセンター関連産業に係る通信業を営む場合は、その営むデータセンターで消費する電力の量に占める温対条例第２条第６号に規定する再生可能エネルギー源を変換して得られる電力量の割合が60％以上であることの算定根拠となる資料

ウ　再生可能エネルギー関連産業に係る電気業（太陽光発電に限る。）を営む場合は、当該事業に使用する太陽光パネルの発電出力の合計が2,000kW以上であるこ

とを証する書類

エ　再生可能エネルギー関連産業に係る電気業（バイオマス発電に限る。）を営む場合は、バイオマス燃料を専焼することを証する書類

＜金融事業（資産運用業）の申請における留意事項＞

資産運用業を営む事業者に関しては、「ＧＸ事業者に係る行為」「市内事務所での行為」であることを把握するための書類が必要となります。

下記の書類は、行為を証明する書類の例示となりますので、ご不明な点がございましたら事前にご相談ください。

ア　ＧＸ事業者に係る行為

事業計画書（任意様式）にＧＸ事業に係る投資その他の金融サービスの提供内容が把握できるように記載してください。

イ　市内事業所での行為

事務所の業務内容がわかる法人組織図、各従業者の業務内容が分かる事務分掌等

－事業計画の変更時に必要な書類－

認定特定事業計画を変更しようとするときは、下記の書類の提出が必要となります。

No.	提出書類
1	認定特定事業計画変更認定申請書［別記第３号様式（要領第８条第１項関係）］
2	認定特定事業計画の変更の内容を明らかにする書類

ただし、下記の軽微な変更に該当する場合は、届出は不要となります。

【軽微な変更】

・認定特定事業の計画期間の開始又は終了の日の30日以内の繰上げ又は繰下げ
・認定特定事業の実施に伴う労務に関する事項（条例第３条第３項第３号に掲げる要件に係る事項を除く）の変更
・認定特定事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法の変更
・その他、認定特定事業の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める変更

－事業の開始時等に必要な書類－

認定特定事業を開始したとき等（下記ア～オのいずれかに該当する行為をしたとき）は、開始した日から30日以内（※事実発生日を含む）に、下記の書類の提出が必要となります。

本届出をしない場合は、本税制でスタートアップとして認定を受けた事業者を除き、条例第６条による事業報告をすることができないため、課税免除の適用を受けることができません。

No.	提出書類
1	認定特定事業開始等届出書［別記第４号様式（要領第９条第１項関係）］
2	不動産・償却資産の取得に関する書面[別紙（別記第４号様式関係）］
3	届出の内容を証する書類

届出の内容を証する書類は、下記の区分のとおりです。

ア　事務所等の設置

認定日以後、認定特定事業の事務所等を設置した場合。

（ｱ）　事務所等の異動届の写し（支店登記を行う場合は履歴事項全部証明書を添付）

（ｲ）　事務所等の賃貸借契約書

（ｳ）　事務所等を取得した場合にあっては、別紙不動産・償却資産の取得に関する書面（売買契約書や工事請負契約書など、記載内容を証する書類も添付すること）

（ｴ）　その他市長が必要と認める書面

イ　事務所等の供用開始

上記アに該当する事務所等の設置日の翌日から起算して１年以内に当該事務所等を認定特定事業の用に供した場合。

（ｱ）　事務所等を事業の用に供したことを証する書面

（ｲ）　事務所等位置図、事務所等内配置図、建物の各階平面図及び設備配置図

（ｳ）　その他市長が必要と認める書面

ウ　土地、家屋又は償却資産の取得

認定日以後、認定特定事業の事務所等の用に供する予定の家屋若しくはその敷地である土地又は償却資産若しくはその敷地である土地を取得した場合。

（ｱ）　別紙不動産・償却資産の取得に関する書面（売買契約書や工事請負契約書など、記載内容を証する書類も添付すること）

（ｲ）　取得等（新増設）に係る不動産・償却資産について、事業の用に供した日及び取得価額を証する書面

（ｳ）　その他市長が必要と認める書面

エ　家屋の建設又は償却資産の設置の着手

令和７年４月１日以後に認定特定事業に係る土地を取得し、取得日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設又は償却資産の設置に着手した場合。

（ｱ）　家屋の建設又は償却資産の設置に着手したことを証する書面

（ｲ）　その他市長が必要と認める書面

オ　家屋・償却資産の供用開始

上記ウの家屋又は償却資産の取得をした場合であって、当該取得日の翌日から起算して１年以内に当該家屋又は当該償却資産を認定特定事業の用に供した場合。

（ｱ）　家屋又は償却資産を事業の用に供したことを証する書面

（ｲ）　生産工程又は作業工程の概要を示す書面及び図面

（ｳ）　事務所等位置図、事務所等内配置図、建物の各階平面図及び設備配置図

（ｴ）　その他市長が必要と認める書面

－事業の報告に必要な書類－

認定特定事業を実施した場合は、毎事業年度の終了した日の翌日から起算して原則２か月※以内に、下記の書類の提出が必要となります。

※固定資産税・都市計画税の課税免除の適用を受ける場合、事業報告書を提出する対象である事業年度の終了の日より前に固定資産税・都市計画税の最初の賦課期日が

到来するものは、当該賦課期日が到来する日の属する月の末日までに認定特定事業に係る事業報告書の提出が必要となります。

（下の＜初年度の固定資産税・都市計画税の特例適用に必要な報告について＞も参照のこと）

No.	提出書類
1	認定特定事業実績報告書［別記第５号様式（要領第10条第１項関係）］
2	固定資産の活用に関する実績報告書［別記第５号様式の別紙）］
3	市内における従業者明細書（要領第１号様式）
4	報告書の内容を証する書類

報告書の内容を証する書類は、次のとおりです。

ア　認定特定事業の成果を確認することができる書面

※ＧＸ事業においては、事業成果をまとめた任意資料（決算報告資料など）をご提出いただきます。金融事業においては、この他に行為を証明するための書類（募集・私募の取扱いの状況が確認できる書面、株式引受契約書、投資契約書、出勤簿、業務日誌等）の提出が必要となります。

イ　報告事業年度の末日における認定特定事業者が市内に有する事務所等（以下「市内事務所等」という。）において雇用する従業者の数（以下「市内従業者数」という。）、同日における認定特定事業の用に供する事務所等において雇用する主たる業務として認定特定事業に従事する従業者の数（以下「認定特定事業従業者数」という。）及び同日における認定特定事業の用に供する事務所等において認定特定事業の実施により常時雇用する従業者の数（以下「認定特定事業常時雇用従業員数」という。）を証する書面、認定特定事業の用に供する事務所等において認定特定事業の実施により常時雇用する従業者に係る出勤簿、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、労働契約書などの書面

ウ　市内事務所等の固定資産の価額を証する書面

エ　認定ＧＸ事業者又は認定革新的ＧＸ事業者にあっては、認定特定事業を実施した地域との合意の内容を確認することができる書面

オ　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面

＜固定資産税・都市計画税の特例適用に必要な報告について＞

条例第６条第１項ただし書の規定による事業報告書の提出は、条例第５条（第５号に係る部分に限る。）の規定による届出に係る償却資産（以下「賦課期日到来償却資産」という。）に対して課する固定資産税の最初の賦課期日（地方税法第359条に規定する固定資産税の賦課期日をいう。）が属する月の末日までに、上記「事業の報告に必要な書類」と同様の書類を添えて行う必要があります。

※市内における従業者明細書（要領第１号様式）には、賦課期日到来償却資産を事業の用に供した日における従業者数を記載してください。また、上記イの「報告事業年度の末日」は「賦課期日到来償却資産を事業の用に供した日」と読み替えて、各書類を提出してください。

※事業開始時だけでなく、事業期間中に償却資産を追加で取得した場合も、上記報告書の提出の対象となります。

－事業の廃止等に必要な書類－

認定特定事業を廃止又は休止する場合、休止した認定特定事業を再開しようとするときは、下記の書類の提出が必要となります。

No.	提出書類
1	認定特定事業廃止等届出書［別記第14号様式（要領第13条第１項関係）］
2	（事業譲渡の場合 ）譲渡先が確認できる書面

－申告納付時に必要な書類－

認定特定事業者が法人市民税と事業所税の「課税の特例制度」の適用を受けようとするときは、それぞれの申告書と併せて下記の書類の提出が必要となります。

＜法人市民税の課税免除を受ける場合＞

区分	提出書類
ＧＸ事業	法人市民税の課税免除適用申告書［別記第12号様式の1（要領第12条第１項関係）］
金融事業	法人市民税の課税免除適用申告書［別記第12号様式の2（要領第12条第１項関係）］

＜事業所税の課税免除を受ける場合＞

区分	提出書類
ＧＸ事業	事業所税の課税免除適用申告書［別記第13号様式の1（要領第12条第２項関係）］
金融事業	事業所税の課税免除適用申告書［別記第13号様式の2（要領第12条第２項関係）］

－その他、届け出が必要な場合とその書類－

＜固定資産税・都市計画税の課税免除を受ける事業者において、認定特定事業の用に供する固定資産に異動があった場合＞

No.	提出書類
1	固定資産の異動に関する報告書［要領第２号様式］
2	異動の内容を証する書類

＜登記事項に変更があった場合＞

No.	提出書類
1	登記事項の変更に関する報告書［要領第３号様式］
2	法人の履歴事項全部証明書

※各種申請・届出にあたっては、必要に応じてその他の書類の提出を求めることがあります。

認定申請書等の様式は、札幌市のホームページからダウンロードできます。

（https://www.city.sapporo.jp/business/keizai/gx/zeiseiyuuguu/gxsuishinzeisei.html）

【問合せ先及び申請書の提出先】
札幌市経済観光局経済戦略推進部ＧＸ推進室国内金融誘致担当課
電　話：011-211-2422
E-mail：gx-project@city.sapporo.jp

ガイドライン様式（規則第４条第２項第７号関係）

⑴	申請書類チェックリスト
⑵	札幌市GX推進税制に関する誓約書
⑶	関係法令チェックリスト

提出年月日　　〇年〇月〇日
担当者名＿＿＿＿＿＿
連絡先＿＿＿＿＿＿

申請書類チェックリスト

No.	名称	添付書類	
【各業種共通】			
1	特定事業計画認定申請書（要領別記第１号様式）		□
2	要領別記第1号様式の添付書類	定款	□
3		登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内の現在事項全部証明書の写し）	□
4		札幌市ＧＸ推進税制に関する誓約書	□
5		関係法令チェックリスト	□
6	要領別記第1号様式別紙（特定事業の内容を明らかにする書類）	特定事業計画を明らかにする書類	□
7		直近の会計年度の財務諸表	□
8		従業員名簿（申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の末日現在における市内雇用者数（※常用雇用）を証する書類） ※申請時に市内に雇用者がいない場合は不要	□
9		その他参考となるもの（会社のパンフレット等。親会社及び道内に関連会社がある場合については、これらの会社案内等。）	□
10	市税の滞納がないことを証する書類又は誓約書及び納入状況確認同意書（別記第２号様式）	納税証明書	□
		市税等の滞納がないことの誓約書兼納税状況確認同意書 ※市内で新たに事業を営む場合	□
11	【固定資産税、都市計画税の免除を受ける事業】	取得する土地の地積測量図等	□
12		取得する家屋の設計図等	□
13		償却資産の仕様書又は設備配置図、生産工程図等	□
【各業種共通・スタートアップ事業のみ】			
14	【スタートアップ事業】	スタートアップ事業であることが確認できる書類 ※スタートアップ事業の要件は本ガイドライン「２　対象税目、課税免除期間・割合の「〇　事業と対象税目」※２を参照	□
【ＧＸ事業のみ】			
15	【洋上風力関連産業】 ※対象業種が「その他の教育、学習支援業」の場合のみ	発電事業又は当該発電事業の用に供する施設に係る建設事業若しくは機械等修理業に従事するために必要なＧＷＯが定める訓練を行うことが確認できる書面	□
16	【データセンター関連産業】	設備の種別並びにその配置図及び再生可能エネルギー源を変換して得られる電力量の割合が100分の60以上であることの算定根拠となる資料	□
17	【再生可能エネルギー関連産業（太陽光発電事業）】	太陽光発電の出力合計が2,000kW以上であることを証する書類	□
18	【再生可能エネルギー関連産業（ﾊﾞｲｵﾏｽ発電事業）】	バイオマス燃料を専焼することを証する書類	□
【金融事業（資産運用業）のみ】			

19	【資産運用業】	「ＧＸ事業者に係る行為」「市内事務所での行為」であることを把握するための書類	□

※　法人設立前の場合に提出が出来ない書類がある場合は、これに準ずるものを提出してください。提出できなかった書類は、設立後に提出してください。

※　上記を補完する資料がある場合は、併せて提出してください。

札幌市ＧＸ推進税制に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

札幌市長　様

〈申請者〉
所在地
名　　称
代表者氏名

申請者は、本事業の実施にあたり、次の事項について誓約します。

１　関係法令（ガイドライン含む）を遵守すること
２　暴力団等に該当しないこと（※）

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、特定事業計画の認定を取り消しされても異存ありません。

上記の誓約内容を確認するため、別紙チェックリストを提出するとともに、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

※暴力団等に該当しないこととは
次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。

ア 役員等が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第７条第１項に規定する暴力団関係事業者を含む）。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

＜関係法令チェックリスト＞

	関係法令・項目	該当	手続状況 （有の場合）	確認・手続先
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
2	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地譲渡届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
3	重要土地等調査法に基づく特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
4	都市計画法に基づく開発許可等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
5	河川法に基づく河川区域内における土地の占用・行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
6	港湾法に基づく港湾区域内又は港湾隣接地域内における港湾区域内水域等の占用・行為許可等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
7	海岸法に基づく海岸保全区域等内の占用・行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
8	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
9	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
１０	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
１１	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
１２	土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行地区域内における建築行為等の許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：

	関係法令・項目	該当	手続状況 （有の場合）	確認・手続先
１３	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特別警戒区域内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
１４	特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域内における行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
１５	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
１６	景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
１７	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続き	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
１８	農地法に基づく農地転用許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
１９	森林法に基づく林地開発許可、保安林指定解除手続き、伐採及び伐採後の造林届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
２０	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
２１	土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
２２	自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区等内の行為許可等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定（ 年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
２３	自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
２４	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：

	関係法令・項目	該当	手続状況 （有の場合）	確認・手続先
２５	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
２６	環境影響評価法に基づく環境影響評価手続き	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
２７	電波法に基づく伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
２８	ガス事業法に基づく事業の開始等の届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
２９	高圧ガス保安法に基づく高圧ガス貯蔵所設置届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
３０	消防法に基づく申請等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
３１	航空法に基づく空港周辺における建物等設置の制限、昼間障害標識設置物件の届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
３２	道路交通法に基づく道路使用許可等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
３３	道路法に基づく連系線の道路への架設、道路の占用許可・特殊車両通行許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
３４	土地改良法に基づく土地改良財産の他目的への使用、収益等の承認手続	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
３５	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に基づく占用公募制度による事業者選定手続等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
３６	漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく漁港の区域内の水域等における占用等の許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：

	関係法令・項目	該当	手続状況 （有の場合）	確認・手続先
３７	建築基準法に基づく建築確認	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
３８	騒音規制法に基づく特定施設の設置に係る届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定（ 年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
３９	振動規制法に基づく特定施設の設置に係る届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
４０	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業に係る許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定（ 年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
４１	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設設置等の届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
４２	水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置等の届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
４３	水産資源保護法に基づく保護水面の区域内の工事許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
４４	温泉法に基づく土地の掘削及び温泉の採取等の許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
４５	電気事業法に基づく各種許可及び届出等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
４６	工場立地法に基づく特定工場の新設等の届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
４７	悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の発生規制	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
４８	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置等の届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：

	関係条例・項目	該当	手続状況 （有の場合）	確認・手続先
1	北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく管理地区内の行為許可、監視地区における届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
2	北海道公害防止条例に基づく施設等の設置届出、規制基準の遵守	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
3	北海道自然環境等保全条例に基づく道自然環境保全地域内の行為許可等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
4	北海道立自然公園条例に基づく特別地域内の行為許可等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
5	北海道屋外広告物条例に基づく広告物の表示又は掲出物件の設置許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
6	北海道文化財保護条例に基づく道指定有形文化財の現状変更等の許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
7	北海道水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域内の土地売買等届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
8	北海道環境影響評価条例に基づく環境影響評価に係る手続き	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
9	北海道地球温暖化防止対策条例に基づく再生可能エネルギー計画書の作成等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
１０	北海道漁港管理条例に基づく漁港の区域内の行為許可等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：
１１	北海道沿岸水域の工事取締条例に基づく沿岸水域における工事許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　　年　　月予定）	確認日： 機関：部署名： 担当者名： 連絡先：

※掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関に照会する等により、遵守すべき法令及び関係手続についての最終的な確認を行ってください。
※提出された関係法令チェックリストの内容を踏まえ、手続き状況を証する書面の提出を求める場合があります。